1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」の改訂(平成29年3月9日)を踏まえ、本校における「学校いじめ防止等のための基本方針」の見直しを図った。

本校は、「学び合い 支え合い 高め合い」を学校教育目標に掲げ、生徒が生き生きと学び、心通い合う楽しい学校を目指している。安心と心の安らぎを第一に落ち着いて学べる環境、一人一人が真にかけがえのない存在と認められ、その「よさ」と可能性を伸ばすために様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、指導体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止等のための基本方針」を策定した。

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組をする必要がある。「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、周りにいてはやし立てたり面白がったりする存在(観衆)と周辺で黙って見守っている存在(傍観者)を含めた4層構造の中で発生することをしっかり認識する必要がある。この4層構造を意識し、全教育活動を通して豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努め、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。

<いじめの基本認識>

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限り支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめの未然防止の取組について

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を 踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための取組をすべての教職員で行う。

- (1) いじめについての教職員の共通理解
 - ・いじめ防止等に関する基本的な考え方、いじめの基本認識を確認する研修会を設定する。
- (2) 生徒間、生徒と教職員、教職員間の信頼関係の構築
 - ・学習活動や学級活動、学年・学校行事を工夫し、生徒の自尊感情を高める。
 - 教職員間で互いに学級経営や授業、生徒指導等について、気軽に話ができる職場にする。
- (3) 集団づくり、社会性の育成
 - ・生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - ・ 心が通い合うあたたかい学級経営や教育活動を学年、学校全体で展開し、生徒同士が行動の 間違いを指摘し合える環境づくりを目指す。
 - ・ 福祉体験やボランティア体験を教育活動に取り入れ、生徒が他者や社会、自然と直接的に関 わる機会を設定する。
- (4) 分かる授業等の授業改善
 - ・全校で「つなぐ」を意識した学び合いを生かす授業改善に取り組み、すべての生徒が参加・ 活躍できる授業を工夫する。
 - ・授業での学び合いを通して、自己存在感、共感的人間関係、自己決定力を育む。
- (5) 道徳教育や人権教育の充実
 - ・道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
 - ・ すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育て る。
- (6) 特別活動(特に生徒会活動)の充実
 - ・生徒会が主体となり、いじめ撲滅に向けた集会を企画・運営する。
 - 生徒会によるあいさつ運動、ボランティア活動を充実させる。

- ・生徒が主体的に取り組む生徒会専門委員会の日常活動を充実させる。
- (7) 生徒理解、相談体制の整備
 - 「いじめに関するアンケート」後に学級担任等による教育相談を行い、生徒理解に努める。
 - ・「心の教室相談員」等に気軽に相談できる環境を整え、教育相談の充実に努める。
- (8) 保護者や地域への啓発、情報提供の依頼
 - PTA総会や学年懇談等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修 会の開催やホームページ、学校報、学年通信等による広報活動を行う。
 - ・小学校との情報交換会や交流学習などを行い、連携して対応する。

3 いじめの早期発見について

いじめは、大人の気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 日々の観察
 - 教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・休み時間や昼休み、放課後の部活動等の機会に、生徒の様子に目配りをする。
 - 教師用いじめ早期発見のチェックリストを作成し、活用する。
- (2) 教師全体で情報の共有、定期的な情報交換
 - ・ さわやか委員会及び主任会(毎週2回開催)、生徒指導情報交換会(職員会議で、月1回)、 生徒を語る会(年2回)、Q-Uアンケートの結果を用いた研修(年2回)、地域の民生委 員との会(年1回)で現状や指導についての情報交換を行う。
- (3) 生活ノート等の活用
 - ・生活ノートの活用によって、学級担任と生徒、保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
 - 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- (4) 教育相談の実施
 - ・ 教職員と生徒の信頼関係を形成するために日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・ 定期的に教育相談期間を設けて、全校生徒を対象とした教育相談(年2回)を実施する。その他にも必要に応じて、随時実施する。
 - 「心の教室相談員」を有効に活用する。
- (5) いじめに関するアンケートの実施
 - ・ 「いじめに関するアンケート」は、早期発見の手立ての一つであると認識した上で、年6回以上 記名式で実施する。

4 いじめに対する措置について

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長の指示のもと、さ わやか委員会で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に 考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (4) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (5) いじめられている生徒の心の傷を癒すために、心の教室相談員や養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (6) いじめの問題が起きたときには、家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすようにする。

<いじめ対応の基本的な流れ>

いじめ情報キャッチ ↓ ↓

- 「さわやか委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。
- (登下校、休憩・清掃時間、部活動、放課後、家庭との連携等)

正確な実態把握

→指導体制、方針の決定一

生徒への指導・支援

今後の対応

- ・当事者双方、周り の生徒から聴き取 り、記録する。
- 個々に聴き取りを 行う。
- ・関係職員と情報を 共有し、正確に把 握する。
- ひとつの事象にと らわれず、いじめ の全体像を把握す る。

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の 共通理解を図る。
- 対応する教職員の 役割分担を考え、 対応する。
- ・教育委員会、関係 機関との連携を図 る。
- ・いじめられた生徒を保護し、心 配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみ や痛みに思いを寄せる指導を 十分に行う中で「いじめは決し て許されない行為である」とい う人権意識をもたせる。

保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー 等の活用も含 め心のケアに あたる。
- ・心の教育の充 実を図り、誰 もが大切にさ れる学級経営 を行う。

5 ネット上のいじめについて

- (1) ネットのいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことをいう。
- (2) 未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者との連携を密にした取組を行う。
- (3) 早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携して対応する。
- (4) 「ネット上のいじめ」を発見したときは、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、 人権侵害や犯罪、法律違反など、事情によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。
- (5) 生徒会で策定した「NSR (西仙SNS利用ルール)」を遵守させるとともに、市情報モラルいじめ対策事業等を活用し、生徒を対象にした「ネットトラブル防止講話会」を開催し、ネット使用のルール、使用上の注意点についての理解を深める。

6 組織(さわやか委員会)について

- (1) 学校内の組織
 - ① さわやか委員会
 - ・構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援担当、養護教諭、学年 主任、当該学級担任とする。定例の委員会は、年度当初と前期終了時、年度末の3回開催 する。
 - ・ 主任会と兼ねることで、週に2回、情報交換を行う。
 - ・学校の基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し迅速な情報の共有、関係生 徒への事情聴取、指導及び支援の決定、保護者との連携を行う。
 - ②生徒指導情報交換会 <構成メンバー> 全教職員
 - ・職員会議で設定し、全教職員で問題傾向を有する生徒について現状や指導についての情報 交換及び共通行動について話し合う。
 - ③校内研修会の実施
 - 校内研修会年間計画に位置付け実施する。必要に応じて、職員会議等を活用して実施する。

(2) 家庭や地域、関係機関との連携した組織

緊急な問題が発生した場合は、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。状況によっては、緊急のいじめ対策委員会を開催し敏速な対応を行う。学校の生徒指導委員会のメンバーに、市の子ども支援課職員やスクールカンセラー、フレッシュカウンセラー、心の教室相談員、警察関係者を加えて組織する。

7 年間指導計画

指	指導等の内容		
導月	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	・いじめ防止の基本方針の検討 【さわやか委員会】・生徒についての情報交換 【生徒を語る会】・いじめ等に関するアンケート	・学級開き、学級ルールづくり 【学級活動】	・いじめ対策についての 説明・啓発 【PTA総会】
5月	・心の教室相談員との連携・Q―Uアンケート①の実施	・いじめ撲滅の取組 I 【生徒総会】	・ネットトラブル防止の ためNSR(西仙北中 SNSルール)の作成
6月	・いじめ等に関するアンケート		
7月	・教育相談 I ・地域の民生委員と情報交換 【民生委員と語る会】	・小中連携あいさつこだま運動	・保護者との情報交換 【学年懇談】
8月	・Q―Uの結果を用いた研修① ・いじめ等に関するアンケート		
9月	・ネットトラブル防止講話会の開催 ・携帯、インターネット調査	・小中連携あいさつこだま運動	
10月	・情報の共有、後期の計画 【さわやか委員会】・いじめ等に関するアンケート		
11月	・教育相談Ⅱ (11月中旬) ・Q—Uアンケート②の実施		
1 2月	・いじめ等に関するアンケート		・保護者との情報交換 【学年懇談】
1月	・Q一Uの結果を用いた研修② 生徒についての情報交換 【生徒を語る会】		
2月	・いじめ等に関するアンケート・心の教室相談員との連携	・いじめ撲滅の取組Ⅱ 【生徒総会】	・保護者との情報交換 【学年懇談】
3月	・本年度のまとめ 来年度の課題検討 【さわやか委員会】	・一年間の反省 卒業、進級に向けて 【学級活動】	
年間	・主任会と兼ねてさわやか委員会を 開催(毎週2回開催)・生徒指導情報交換会 (定例の職員会議で)	・大仙市中学生サミット やリーダー研修会へ 代表生徒参加	・代表が研修会に参加 (PTA連合会の 研修等)